

令和5年9月12日

## 第2回児童虐待防止対策部会 意見書

Children's Views &amp; Voices (CVV)

副代表 中村 みどり

1. 令和4年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況等
2. 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等（中間整理）（案）について

## 1. 令和4年改正児童福祉法の施行に向けた検討状況等

## (1) 家庭支援事業の利用勧奨・措置

サポートプランの定期的な見直しは重要だと考える。必要に応じての見直しはもちろんの事、子どもの成長や子育ての状況にも変化が生じることを想定した定期的な見直しが必要であり、当事者も参画のもと行う必要がある。

利用する家族がスティグマを感じずに利用勧奨・措置が取られるよう、運用上の配慮が必要であることを改めて周知いただきたい。

## ・利用措置の場面

“対象者の心境の変化が見られず”という表現は、心境の変化だけにとどまらないことから、下記への変更を検討されたい。

→心境や養育環境の変化が見られず、また保護者の心身の状態等が悪化している場合に

## (2) 一時保護施設の設備・運営基準

一時保護においては、一時保護の仕組み全体を考える必要があり、今後一時保護委託の設備や運用についても考えていく必要があるのではないかと考える。

## ○基準案の概要について

下記項目については、★条例を定めるに当たって従うべき基準 への変更を検討されたい。

- ・一時保護所の閉鎖性について、これまで一時保護経験者の語りからも課題となっている。そういった状況において、第三者評価の導入は必須であると考え。
- ・児童の健康状態の把握は、一時保護をされる子どもたちの背景を考えると、必要な措置だと考える。子どもの成長・発達の保障からも、必須とすべきと考える。
- ・児童の教育については、教育を受ける権利の保障の観点から、都道府県政令市にばらつきが出ないように、こどもの希望に応じた就学等ができるよう、できるだけ早く保障すべきである。

## 2. こども大綱について

まず、こども大綱においては、こども・若者や子育て当事者の視点を大切にしたい書きぶりを心がける必要があり、全ての人にとって馴染みやすい表現を検討されたい。下記は、例として参考にご検討いただきたい。

### (1) について

最後の行

- ・こども・若者の視点や権利を主流化  
→こども・若者の参画と権利保障を土台とする考えを位置づける。

### (2) について

上から6行目

- ・意見を持つことができるようになることを  
→こども・若者が意見表明をし、社会に参画する上で、意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進める。

### (3) について

- ・円滑な → 自分らしく社会生活をおくれるように
- ・男女ともに の記載については、性のアイデンティティの視点を検討いただきたい。

### (4) について

- ・困難を抱える  
→困難な立場にある  
困難を抱えざるを得ない状況であることを踏まえたかたちの書きぶりへ変更を検討されたい。
- ・こども・若者や家庭が抱える困難  
→こども・若者が置かれている困難な状況や課題は
- ・保護者の精神疾患 → 疾患（精神疾患のみではないため）
- ・専門性の質の向上にさらに追加で、こどもへの犯罪等の防止を追加してはどうか

### (5) について

一時保護所の環境改善にとどまらず、一時保護委託についてなど一時保護を経験するこども・若者の権利が守られる環境改善に取り組むことを書き込んでどうか